

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用の進展、国際情勢の複雑化等に伴い、そのサイバーセキュリティが害された場合に国家及び国民の安全を害し、又は国民生活若しくは経済活動に多大な影響を及ぼすおそれのある国等の重要な電子計算機のサイバーセキュリティを確保する重要性が増大していることに鑑み、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針の策定、特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告の制度、重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為による被害の防止のための通信情報の取得、当該通信情報の取扱いに関するサイバー通信情報監理委員会による審査及び検査、当該通信情報の提供等について定めることにより、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止を図ることを目的とすること。

(第一条関係)

二 定義

1 この法律において「サイバーセキュリティ」とは、サイバーセキュリティ基本法に規定するサイバーセキュリティをいうものとする。こと。
(第二条第一項関係)

2 この法律において「重要電子計算機」とは、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する電子計算機(当該電子計算機に組み込まれたプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。))を含む。))をいうものとする。こと。

(一) 次に掲げる者が使用する電子計算機のうち、そのサイバーセキュリティが害された場合において、当該者における重要情報(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法に規定する特別防衛秘密、特定秘密の保護に関する法律に規定する特定秘密、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律に規定する装備品等秘密又は重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律に規定する重要経済安保情報である情報をいう。))の管理又は重要な情報システムの運用に関する事務の実施に重大な支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの(二)に該当するものを除く。))

(1) 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内

閣府設置法に規定する機関、国家行政組織法に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関

(2) 地方公共団体

(3) 独立行政法人（独立行政法人通則法に規定する独立行政法人をいう。）

(4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法に規定する地方独立行政法人をいう。）

(5) 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人（地方独立行政法人を除く。）のうち、政令で定めるもの

(二) 特定社会基盤事業者（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に規定する特定社会基盤事業者をいう。）が使用する電子計算機のうち、そのサイバーセキュリティが害された場合において、同法に規定する特定重要設備の機能が停止し、又は低下するおそれがあるものとして政令で定めるもの（当該特定重要設備の一部を構成するものを含む。）

(三) 重要情報を保有する事業者（一）の(3)から(5)までに該当する法人を除く。）が使用する電子計算機

のうち、そのサイバーセキュリティが害された場合において、当該事業者における重要情報の管理に関する業務の実施に重大な支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（二）に掲げるものを除く。）
(第二条第二項関係)

3 この法律において「特別社会基盤事業者」とは、特定社会基盤事業者のうち、2の(二)に該当する重要電子計算機（以下「特定重要電子計算機」という。）を使用するものをいうものとする事。

(第二条第三項関係)

4 この法律において「特定不正行為」とは、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する行為をいうものとする事。

(一) 刑法第六十八条の二第二項の罪に当たる行為

(二) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律に規定する不正アクセス行為

(三) 電子計算機を用いて行われる業務に係る刑法第二編第三十五章の罪に当たる行為であつて、当該

電子計算機のサイバーセキュリティを害することによって行われるもの（当該電子計算機に接続された電気通信回線の機能に障害を与えることによつて行われるものを含む。）

(第二条第四項関係)

5 この法律において「特定侵害事象」とは、重要電子計算機に対する特定不正行為により、当該重要電子計算機のサイバーセキュリティが害されることをいうものとする。 (第二条第五項関係)

6 この法律において「通信情報」とは、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する情報をいうものとする。

(一) 事業電気通信役務(電気通信事業者(電気通信事業法に規定する電気通信事業者をいう。)が営む電気通信事業(同法に規定する電気通信事業をいう。))により提供される同法に規定する電気通信役務をいう。)によって媒介される通信により送受信が行われる情報であつて、当該電気通信事業者が管理しているもの(以下「媒介中通信情報」という。)

(二) 当事者設備(通信の当事者が使用する電気通信設備(電気通信事業法に規定する電気通信設備をいう。))から事業電気通信役務に係る電気通信設備に送信される情報若しくは事業電気通信役務によって媒介された通信により当事者設備に送信された情報又はこれらの情報の送受信に係る電気通信(同法に規定する電気通信をいう。)の通信履歴に係る情報であつて、当該通信の当

事者が管理しているもの（以下「当事者管理通信情報」という。）

(三) 媒介中通信情報又は当事者管理通信情報を複製した情報であつて、内閣総理大臣が提供を受けたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含み、第五の八に規定する提供用選別後情報であるものを除く。以下「取得通信情報」という。）
(第二条第六項関係)

7 この法律において「国外通信特定不正行為」とは、国外にある電気通信設備（以下「国外設備」という。）を送信元とする電気通信の送信により行われる特定不正行為をいうものとする事。
(第二条第七項関係)

8 この法律において「機械的情報」とは、通信情報のうち次に掲げるものをいうものとする事。

(一) 電気通信の送信元又は送信先である電気通信設備を識別するアイ・ピー・アドレス（電気通信事業法に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。）、通信日時その他の通信履歴に係る情報

(二) 電子計算機に動作をさせるべき指令を与える電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録された情報（以下「指令情報」という。）

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、電子計算機の動作の状況を示すために当該電子計算機が自動的に作成した情報その他のそれによつては通信の当事者が当該通信により伝達しようとする意思の本質的な内容を理解することができないと認められる情報として内閣府令で定める情報

(第二条第八項関係)

9 この法律において「通信情報保有機関」とは、次に掲げる行政機関（サイバー通信情報監理委員会を除く。）をいうものとする。

(一) 内閣府

(二) この法律の所定の規定により選別後通信情報の提供を受けた行政機関であつて、現に当該選別後通信情報（その全部又は一部を複製し、又は加工した選別後通信情報を含む。）を保有しているもの

(第二条第九項関係)

三 基本方針

内閣総理大臣は、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならず、閣議の決定があつたとき

は、遅滞なく、基本方針を公表するものとする。

(第三条関係)

第二 特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等

一 特定重要電子計算機の届出

特別社会基盤事業者は、特定重要電子計算機を導入したときは、主務省令で定めるところにより、特定重要電子計算機の製品名及び製造者名その他の主務省令で定める事項を特別社会基盤事業（特別社会基盤事業者が行う経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に規定する特定社会基盤事業をいう。）を所管する大臣（以下「特別社会基盤事業所管大臣」という。）に届け出なければならないもの等とすること。

(第四条関係)

二 特定侵害事象等の報告

特別社会基盤事業者は、特定重要電子計算機に係る特定侵害事象又は当該特定侵害事象の原因となり得る事象として主務省令で定めるものの発生を認知したときは、主務省令で定めるところにより、その旨及び主務省令で定める事項を特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣に報告しなければならないものとする。

(第五条関係)

三 命令

特別社会基盤事業所管大臣は、特別社会基盤事業者が一又は二の規定に違反していると認めるときは、期限を定めて、当該特別社会基盤事業者に対し、一の規定により届け出るべきものとされている事項を届け出るべきこと又は二の規定による報告を行い、若しくはその報告の内容を是正すべきことを命ずることができるものとする。

(第六条関係)

四 安全管理措置等

1 特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣は、その取り扱う報告等情報（一の規定による届出又は二の規定による報告に係る情報をいう。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該報告等情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないものとする。

(第八条第一項関係)

2 報告等情報の取扱いに関する事務に従事する国の行政機関の職員又はその職にあつた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た報告等情報に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする。

(第八条第二項関係)

五 報告又は資料の提出

特別社会基盤事業所管大臣は、一又は二の規定の施行に必要な限度において、特別社会基盤事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。 (第九条関係)

第三 当事者協定

一 特別社会基盤事業者との協定の締結

内閣総理大臣は、特別社会基盤事業者との間で、内閣総理大臣が、当該特別社会基盤事業者を通信の当事者とする通信情報の提供を受けた上で、当該通信情報のうち外内通信情報（外内通信（当該通信に係るアイ・ピー・アドレスその他の電気通信設備を識別する符号（以下「アイ・ピー・アドレス等」という。）から判断して、国外設備から国内設備（国外設備以外の電気通信設備をいう。）に送信される電気通信に該当すると認められる電気通信をいう。）により送受信が行われる情報に係る通信情報をいう。）に該当するものを用いて、当該特別社会基盤事業者が使用する特定重要電子計算機その他の電子計算機のサイバーセキュリティの確保を図るために必要な分析を行い、その分析の結果及びこれに関連する情報を当該特別社会基盤事業者に提供することを内容とする協定を締結することができるものとする。

ること。また、内閣総理大臣及び特別社会基盤事業者は、相互に、相手方に対し、当該協定を締結することについて協議を求めることができるものとし、この場合において、当該求めを受けた内閣総理大臣又は特別社会基盤事業者は、正当な理由がない限り、当該求めに係る協議に応じなければならないものとする。

(第十一条関係)

二 特別社会基盤事業者以外の事業電気通信役務の利用者との協定の締結

内閣総理大臣は、事業電気通信役務の利用者との間で、内閣総理大臣が、当該利用者を通信の当事者とする通信情報の提供を受けた上で、当該通信情報のうち外内通信情報に該当するものを用いて、当該利用者が使用する電子計算機のサイバーセキュリティの確保を図るために必要な分析を行い、その分析の結果及びこれに関連する情報を当該利用者に提供することを内容とする協定を締結することができるものとする。

(第十二条関係)

三 電気通信事業者に対する協議の求め

内閣総理大臣は、一又は二の協定（以下「当事者協定」という。）に基づき通信情報の提供を受ける方法として、協定当事者（一の協定を締結する特別社会基盤事業者又は二の協定を締結する利用者

う。）に係る当事者管理通信情報を複製したものの提供を受ける方法をとることが困難な場合であつて、媒介中通信情報が複製され、送信されるようにする方法をとることについて当該協定当事者が同意したときは、当該協定当事者に事業電気通信役務を提供する電気通信事業者に対して、当事者協定を締結することについて協議を求めることができるとすること。この場合において、当該求めを受けた電気通信事業者は、正当な理由がない限り、当該求めに係る協議に応じなければならないものとする。と。

（第十三条関係）

四 通信情報の取得

内閣総理大臣は、その締結した当事者協定の定めるところに従い、当該当事者協定の協定当事者を通
信の当事者とする通信情報の提供を受けることができるものとする。こと。

（第十五条関係）

第四 外外通信目的送信措置

一 外外通信目的送信措置

内閣総理大臣は、外外通信（当該通信に係るアイ・ピー・アドレス等から判断して国外設備を送信元及び送信先とする電気通信に該当すると認められる電気通信であつて、国内設備を用いて媒介されるも

のをいう。)であつて、重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為のうちその実行のために用いられる電子計算機、当該電子計算機に動作をさせるために用いられる指令情報その他の当該国外通信特定不正行為に関する実態が明らかでないために当該国外通信特定不正行為による重要電子計算機の被害を防止することが著しく困難であり、かつ、この規定による措置以外の方法によつては当該実態の把握が著しく困難であるものに関係するものが、特定の国外関係電気通信設備（電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備であつて、他の電気通信設備との接続の状況その他の事項により、当該電気通信設備を用いて提供される事業電気通信役務が国外関係通信（当該通信に係るアイ・ピー・アドレス等から判断して国外設備を送信元又は送信先とする電気通信に該当すると認められる電気通信をいう。）を媒介していると認められるものをいう。）を用いて提供される事業電気通信役務が媒介する国外関係通信に含まれると疑うに足りる場合において、必要と認めるときは、当該国外通信特定不正行為に関する第五の二の二に規定する選別の条件を定めるための基準（以下「外外通信選別条件設定基準」という。）を定め、サイバー通信情報監理委員会の承認を受けて、当該国外関係通信により送受信が行われる媒介中通信情報（以下「国外関係通信媒介中通信情報」という。）の一部（当該国外関係電気通

信設備の伝送容量の百分の三十を上限とする。)が複製され、内閣総理大臣の設置する設備(以下「受信設備」という。)に送信されるようにするための措置(以下「外外通信目的送信措置」という。)を講ずることができるとすること。また、外外通信目的送信措置を講ずることができるとする期間について定めること。

(第十七条関係)

二 サイバー通信情報監理委員会の承認

サイバー通信情報監理委員会は、一の承認の求めがあつた場合において、当該求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、当該承認をするものとする。この場合において、サイバー通信情報監理委員会は、当該求めに係る外外通信目的送信措置の実施又は当該外外通信目的送信措置により内閣総理大臣が取得する取得通信情報の取扱いに関し、適当と認める条件を付することができるものとする。

(第十八条関係)

三 電気通信事業者に対する協力の求め

内閣総理大臣は、外外通信目的送信措置の実施に関し、国外関係電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「国外関係電気通信事業者」という。)に対し、必要な協力を求めることができるものとする。

ること。この場合において、当該国外関係電気通信事業者は、正当な理由がない限り、これを拒んではならないものとする。

(第二十条関係)

第五 当事者協定又は外外通信目的送信措置により取得した取得通信情報の取扱い

一 定義

第五において取得通信情報に係る「対象不正行為」とは、第三の四の規定により取得した取得通信情報である場合にあっては重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為又は協定当事者が使用する電子計算機に対する特定不正行為をいい、外外通信目的送信措置により取得した取得通信情報である場合にあっては当該外外通信目的送信措置に係る第四の二の規定による承認に係る国外通信特定不正行為をいうものとする。

(第二十一条関係)

二 自動選別の実施

1 内閣総理大臣は、第三の四の規定又は外外通信目的送信措置により取得通信情報を取得したときは、当該取得通信情報の中から次に掲げる要件を満たす機械的情報であるもののみを選別して記録する措置であつて、その選別が完了する前に当該取得通信情報が何人にも閲覧その他の知得をされない

自動的な方法（以下「自動的方法」という。）で行われるもの（以下「自動選別」という。）を講じなければならないものとする。

(一) 第三の四の規定により取得した取得通信情報については、外内通信により送受信が行われたものであること。

(二) 外外通信目的送信措置により取得した取得通信情報については、外外通信により送受信が行われたものであること。

(三) 当該取得通信情報に係る対象不正行為に関係があると認めるに足る状況のあるものであること。

（第二十二条第一項関係）

2 1の(三)に掲げる要件を満たす取得通信情報を選別するための自動選別は、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する情報のうち二以上のものを選別の条件に用いて行うものでなければならないものとする。この場合において、外外通信目的送信措置により取得した取得通信情報についての選別の条件は、外外通信選別条件設定基準に従って定められたものでなければならないものとする。

(一) 当該取得通信情報に係る対象不正行為に関係がある電気通信の送信元又は送信先であると認める

に足りる状況のある電気通信設備のアイ・ピー・アドレス等

(二) 当該取得通信情報に係る対象不正行為の実施に用いられるものと認めるに足りる状況のある指令
情報

(三) (一)及び(二)に掲げる情報のほか、当該情報を選別の条件に用いて自動選別を行うことにより当該取得通信情報に係る対象不正行為に関する電気通信、電子計算機又は電磁的記録の探査が容易になると認めるに足りる状況のある情報
(第二十二條第二項關係)

3 内閣総理大臣は、自動選別が終了したときは、直ちに、当該自動選別により得られた取得通信情報を除き、自動選別の対象となった取得通信情報の全てを消去しなければならないものとする。こと。
(第二十二條第三項關係)

三 利用及び提供の制限

1 内閣総理大臣は、取得通信情報の自動選別を行う場合を除き、自動選別を行う前の取得通信情報を自ら利用し、又は提供してはならないものとする。こと。
(第二十三條第一項關係)

2 内閣総理大臣は、4の規定による場合を除き、重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為(対

象不正行為であつて当該国外通信特定不正行為に該当しないものを含む。）による被害を防止する目的（以下「特定被害防止目的」という。）以外の目的のために、自動選別により得られた取得通信情報（当該取得通信情報を複製し、又は加工して作成された情報（八に規定する提供用選別後情報となつたものを除く。）を含む。以下「選別後通信情報」という。）を自ら利用してはならないものとすること。

（第二十三条第二項関係）

3 内閣総理大臣は、4の規定による場合を除き、選別後通信情報を提供してはならないものとする。

（第二十三条第三項関係）

4 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、選別後通信情報を、特定被害防止目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができるものとする。

（一）第三の四の規定により取得した取得通信情報についての自動選別により得られた選別後通信情報（以下「選別後当事者通信情報」という。）を、当該当事者協定の協定当事者の同意を得て、自ら利用し又は提供する場合

（二）特定被害防止目的の達成のために必要があると認めるとき等に、行政機関又は外国の政府若しく

は国際機関に対しこの法律の所定の規定により選別後通信情報を提供する場合

(三) この法律の所定の規定の承認を求めため等で、サイバー通信情報監理委員会に提供する場合

(第二十三条第四項関係)

四 非識別化措置等

1 内閣総理大臣は、特定記述等（電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に規定する電子メールアドレスをいい、ドメイン名（電気通信事業法に規定するドメイン名をいう。）以外の部分に限る。）その他の特定の個人を識別することができることとなるおそれが大きいと認められる情報（公開されていない他の情報との照合（容易に行うことができるものに限る。）により特定の個人を識別することができることとなるおそれが大きいと認められるものを含む。）をいう。）が含まれている選別後通信情報を取り扱うときは、当該選別後通信情報について、当該特定記述等の全部又は一部を他の符号（特定記述等となるものを除く。）に変換することその他の方法によつて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするための措置（以下「非識別化措置」という。）を講じなければならないものとする。 （第二十四条第一項関係）

2 内閣総理大臣は、選別後通信情報について1の規定により非識別化措置を講じた場合において、当該選別後通信情報と選別後通信情報以外の情報であつて特定記述等を含むものとの照合による分析を行うことが特定被害防止目的の達成のために特に必要があると認めるときは、当該選別後通信情報について、その必要な限度において、当該非識別化措置を講じた特定記述等の復元その他の当該特定記述等を利用することができるようにするための措置（以下「再識別化措置」という。）を講ずることが出来るものとする。

（第二十四条第二項関係）

3 内閣総理大臣は、2の規定により再識別化措置を講ずる場合を除き、特定の個人を識別するために、非識別化措置が講じられている選別後通信情報を他の情報と照合してはならないものとする。

（第二十四条第四項関係）

五 選別後通信情報の保存期間等

内閣総理大臣は、選別後通信情報が記録された文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）を作成し、又は取得したときは、当該選別後通信情報を得るための自動選別が終了した日の属する年度の翌年

度の初日から起算して二年を超えない範囲内（保存期間を延長した選別後通信情報が記録された文書を作成し、又は取得した場合においては、当該延長後の保存期間の満了の日までの期間を超えない範囲内）で、当該選別後通信情報の保存期間を設定しなければならないものとする。また、内閣総理大臣は、特定被害防止目的の達成のために必要があると認める場合等は、二年を超えない範囲内において保存期間を延長することができるものとし、選別後通信情報の保存期間が満了したときは、できる限り速やかに、当該選別後通信情報を消去しなければならないものとする。 （第二十五条関係）

六 安全管理措置等

1 内閣総理大臣は、選別後通信情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の取得通信情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならないものとする。 （第二十六条第一項関係）

2 取得通信情報の取扱いに関する事務に従事する内閣府の職員（サイバー通信情報監理委員会の委員長等を除く。）又はその職にあつた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た取得通信情報に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする。 （第二十六条第二項関係）

七 外国の政府等に対する選別後通信情報の提供

内閣総理大臣は、特定被害防止目的の達成のために必要があると認めるときは、外国の政府又は国際機関であつて、この法律の規定により内閣総理大臣が選別後通信情報を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものに対し、選別後通信情報を提供することができるものとする
こと。
(第二十八条関係)

八 提供用選別後情報の作成

内閣総理大臣は、選別後通信情報を加工して、第九の一の1に規定する協議会の構成員その他の者にこれを提供したとしてもその通信の当事者の通信に係る権利利益の保護に支障を生ずるおそれがないものとして内閣府令で定める基準を満たすもの（以下「提供用選別後情報」という。）を作成することができるものとする
こと。
(第二十九条関係)

九 通信情報保有機関における選別後通信情報の取扱い

通信情報保有機関が所定の行政機関である場合において、当該通信情報保有機関の長等が特定被害防止目的の達成のために必要があると認めるとき等は、当該通信情報保有機関の長等は、所定の行政機関

に対し、選別後通信情報を提供することができるものとする。また、第五に関する所要の規定は、通信情報保有機関の長等（第一の二の九の(二)に該当する行政機関の長等であるものに限る。）による選別後通信情報の取扱いについて準用するものとする。

（第三十一条関係）

第六 特定外内通信目的送信措置及び特定内外通信目的送信措置

一 特定外内通信目的送信措置

内閣総理大臣は、媒介される国外関係通信に所定の要件を満たす特定の外内通信が含まれると疑うに足りる国外関係電気通信設備により送受信が行われる国外関係通信媒介中通信情報が複製され、受信用設備に送信されるようにするための所定の特定外内通信目的送信措置を講ずることができるものとする。また、第四に関する所要の規定は、内閣総理大臣が特定外内通信目的送信措置を講ずる場合について準用するものとする。

（第三十二条関係）

二 特定内外通信目的送信措置

内閣総理大臣は、媒介される国外関係通信に所定の要件を満たす特定の内外通信（当該通信に係るアイ・ピー・アドレス等から判断して、国内設備から国外設備に送信される電気通信に該当すると認めら

れる電気通信をいう。)が含まれると疑うに足りる国外関係電気通信設備により送受信が行われる国外関係通信媒介中通信情報が複製され、受信用設備に送信されるようにするための所定の特定内外通信目的送信措置を講ずることができるとすること。また、第四に関する所要の規定は、内閣総理大臣が特定内外通信目的送信措置を講ずる場合について準用するものとする。 (第三十三条関係)

第七 特定外内通信目的送信措置又は特定内外通信目的送信措置により取得した取得通信情報の取扱い

一 自動的方法により取得通信情報を選別して記録する措置の実施

内閣総理大臣は、特定外内通信目的送信措置又は特定内外通信目的送信措置により取得通信情報を取扱ったときは、当該取得通信情報の中から所定の要件を満たす機械的情報であるもののみを選別して記録する措置であつて、自動的方法で行われるものを講じなければならないものとし、また、当該措置が終了したときは、直ちに、当該措置により得られた取得通信情報を除き、当該措置の対象となつた取得通信情報の全てを消去しなければならないものとする。 (第三十五条関係)

二 取得通信情報の取扱いに関する規定の適用

内閣総理大臣が特定外内通信目的送信措置又は特定内外通信目的送信措置により取得通信情報を取扱

した場合には、特定外内通信目的送信措置又は特定内外通信目的送信措置により取得した取得通信情報を外外通信目的送信措置により取得した取得通信情報と、一の措置を自動選別と、当該措置により得られた取得通信情報（当該取得通信情報を複製し、又は加工して作成された情報（提供用選別後情報となつたものを除く。）を含む。）を選別後通信情報とそれぞれみなして、第五に関する所要の規定を適用するものとする。

（第三十六条関係）

第八 総合整理分析情報等の提供

一 内閣総理大臣による情報の整理及び分析

内閣総理大臣は、報告等情報、選別後通信情報、提供用選別後情報、第九の一の1に規定する協議会を通じて得た情報その他の情報が重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に有効に活用されるよう、当該情報の整理及び分析を行うものとする。この場合において、選別後通信情報については、特定被害防止目的の達成のために必要があると認める場合に限り、当該整理及び分析を行うことが出来るものとする。

（第三十七条関係）

二 行政機関等に対する情報提供

内閣総理大臣は、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のため必要があると認めるときは、国の行政機関に対し、一の規定により整理又は分析した情報（以下「総合整理分析情報」という。）を提供するものとし、総合整理分析情報が警察官職務執行法の関係規定（自衛隊法の関係規定において準用する場合を含む。以下同じ。）による処置に関する事務に資すると認めるときは、警察庁及び防衛省に対し、これを提供するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、総合整理分析情報に選別後通信情報が含まれるときは、特定被害防止目的の達成のために必要があると認める場合（当該選別後通信情報が選別後当事者通信情報である場合にあつては、あらかじめ当該選別後当事者通信情報に係る協定当事者の同意を得た場合に限る。）に限り、提供することができるものとする。また、総合整理分析情報の提供を受けた総務大臣は、所定の場合に、電気通信事業者に総合整理分析情報を提供することができるものとする。

（第三十八条関係）

三 外国の政府等に対する情報提供

内閣総理大臣は、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に関する事務を遂行するために必要があると認めるときは、外国の政府又は国際機関であつて、この法律の規定により国の行政機

関が提供用総合整理分析情報（総合整理分析情報であつて選別後通信情報を含まないものをいう。）を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものに対し、当該提供用総合整理分析情報を提供することができるものとする事。

（第三十九条関係）

四 特別社会基盤事業者に対する情報提供

二の規定により総合整理分析情報の提供を受けた特別社会基盤事業所管大臣は、特定重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のため必要があるときは、特別社会基盤事業者に対し、周知等用総合整理分析情報（提供用総合整理分析情報であつて秘密を含まないものをいう。）を提供することができるものとし、周知等用総合整理分析情報の提供を受けた特別社会基盤事業者は、当該周知等用総合整理分析情報を活用して、特定重要電子計算機に対する特定不正行為による被害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする事。

（第四十条関係）

五 電子計算機を使用する者に対する周知等

内閣総理大臣は、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のため必要があると認めるときは、重要電子計算機を使用する者、重要電子計算機に対する特定不正行為に用いられるおそれのあ

る電子計算機を使用する者その他の者に対し、周知等用総合整理分析情報を提供し、又はこれを公表その他の適切な方法により周知することができるものとする。こと。
(第四十一条関係)

六 電子計算機等供給者に対する情報提供等

1 内閣総理大臣又は重要電子計算機として用いられる電子計算機若しくは当該電子計算機に組み込まれるプログラム(以下「電子計算機等」という。)の供給を行う事業を所管する大臣(以下「電子計算機等供給事業所管大臣」という。)は、総合整理分析情報その他の情報により電子計算機等における脆弱性(電子計算機のサイバーセキュリティを害するおそれがある電子計算機又は電子計算機に組み込まれるプログラムに含まれる要因(当該電子計算機の通常予見される使用形態によらないことにより生ずるものを除く。))をいう。)を認知したときは、必要に応じ、当該電子計算機等に係る電子計算機等供給者(電子計算機等の供給を行う者をいう。))に対し当該電子計算機等における脆弱性に関する周知等用総合整理分析情報その他の情報(選別後通信情報又は秘密を含むものを除く。)を提供するとともに、当該情報又は当該脆弱性への対応方法について、公表その他の適切な方法により周知することができるものとする。こと。
(第四十二条第一項関係)

2 電子計算機等供給事業所管大臣は、総合整理分析情報その他の情報により特定重要電子計算機として用いられる電子計算機又は当該電子計算機に組み込まれるプログラム（以下「特定電子計算機等」という。）における脆弱性を認知した場合であつて、当該脆弱性に起因する特定重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のために必要があると認めるときは、当該特定電子計算機等に係る電子計算機等供給者に対し、当該被害を防止するために必要な措置を講ずるよう要請することができるものとする。

（第四十二条第二項関係）

七 安全管理措置等

1 内閣総理大臣及び要管理提供用総合整理分析情報（提供用総合整理分析情報であつて秘密を含むものをいう。）の提供を受けた国の行政機関の長等は、その取り扱う要管理提供用総合整理分析情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該要管理提供用総合整理分析情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないものとする。

（第四十四条第一項関係）

2 要管理提供用総合整理分析情報の取扱いに関する事務に従事する国の行政機関の職員又はその職にあつた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た要管理提供用総合整理分析情報に関する

秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする事。

(第四十四条第二項関係)

第九 協議会

一 協議会

1 内閣総理大臣は、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害を防止するため、内閣総理大臣及び関係行政機関の長により構成される重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための情報共有及び対策に関する協議会を組織するものとする事。

(第四十五条第一項関係)

2 内閣総理大臣は、必要と認めるときは、協議会に、重要電子計算機を使用する者、電子計算機等供給者その他の内閣総理大臣が必要と認める者をその同意を得て構成員として加えることができるものとする事。

(第四十五条第二項関係)

3 協議会は、1の目的を達成するため、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に資する提供用総合整理分析情報その他の情報(選別後通信情報を含むものを除く。以下「被害防止情報」という。)を共有するとともに、所定の事項について協議を行うものとし、協議会の構成員は、当該協議の結果に基づき、協議会で知り得た被害防止情報の適正な管理その他の必要な取組を行うも

のとする事。

(第四十五条第三項及び第四項関係)

4 協議会は、3の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員に対し、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に関し必要な情報に関する資料の提出等の協力を求めることができるものとし、当該構成員は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならないものとする事。

(第四十五条第五項関係)

5 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする事。

(第四十五条第七項関係)

第十 サイバー通信情報監理委員会

一 設置

内閣府設置法の規定に基づいて、サイバー通信情報監理委員会(以下「委員会」という。)を置くものとし、委員会は、内閣総理大臣の所轄に属するものとする事。

(第四十六条関係)

二 任務

委員会は、国等の重要な電子計算機等に対する不正な行為による被害の防止のための措置の適正な実

施を確保するための審査及び検査を行うことを任務とするものとする。

(第四十七条関係)

三 所掌事務

委員会は、二の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(一) この法律の所定の規定による承認及び当該承認の求めに対する審査並びに検査、通知、要求及び勧告に関すること。

(二) 警察官職務執行法の関係規定による承認及び当該承認の求めに対する審査並びに確認及び勧告に関することその他法律に基づき委員会に属させられた事務

(第四十八条関係)

四 職権行使の独立性

委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うものとする。

(第四十九条関係)

五 組織等

委員会の組織、委員長及び委員の任命等について定めること。

(第五十条関係)

六 任期等

委員長及び委員の任期等について定めること。

(第五十一条関係)

七 身分保障

委員長及び委員は、次の(一)から(三)までに掲げる場合のいずれかに該当するときを除いては、在任中、その意に反して罷免されることがないものとする。

(一) 所定の欠格事由に該当することとなったとき。

(二) 第十二の規定又は関係法律の関係規定により刑に処せられたとき。

(三) 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(第五十二条関係)

八 罷免

内閣総理大臣は、委員長又は委員が七の(一)から(三)までに掲げる場合のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならないものとする。

(第五十三条関係)

九 検査

委員会は、自動選別若しくは第七の一の規定による措置、非識別化措置又は再識別化措置が行われた

ときは、速やかに、その指定する委員長若しくは委員又は職員（以下「指定職員等」という。）に、これらの措置が第五又は第七の規定を遵守して行われたかどうかを検査させなければならないもの等とすること。

（第六十三条関係）

十 資料の提出の要求等

通信情報保有機関の長等は、委員会から必要な資料の提出等の求めがあったときは、他の法令の規定による制限のある場合を除き、その求めに応じなければならないものとする。 （第六十四条関係）

十一 通信情報保有機関による協力

1 十に定めるもののほか、通信情報保有機関は、九の規定による検査（2において単に「検査」という。）に対し、協力しなければならないものとする。 （第六十五条第一項関係）

2 通信情報保有機関は、取得通信情報の処理のために使用する情報システムその他の検査の対象となる事務のために用いる情報システムについて、指定職員等が検査の的確かつ円滑な実施に必要な利用を行うことができるようにしておかなければならないものとする。 （第六十五条第二項関係）

十二 通知及び勧告

委員会は、通信情報保有機関における取得通信情報の取扱いがこの法律の規定に違反していると認めるときはその旨を通知するものとし、また、違反することを防止するため必要があると認めるときは勸告をすることができるとすること。

(第六十六条及び第六十八条関係)

十三 安全管理措置

委員会は、その取り扱う取得通信情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該取得通信情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないものとする。

(第六十九条関係)

十四 その他

その他委員長、会議、事務局等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(第五十四条から第六十二条まで、第六十七条及び第七十条関係)

第十一 雑則

雑則について所要の規定を設けるものとする。

(第七十一条から第七十八条まで関係)

第十二 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする。

(第七十九条から第八十六条まで関係)

第十三 附則

一 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 準備行為

内閣総理大臣及び特別社会基盤事業者は、一部の規定の施行の日前においても、これらの規定の例により、必要な準備行為をすることができるものとする。

(附則第二条及び第三条関係)

三 経過措置

特定重要電子計算機の届出及び委員会の委員の任期について、所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第四条及び第五条関係)

四 政令への委任

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとする。

(附則第六条関係)